

浜松市公告第 3 5 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クックマート佐鳴湖南店  
浜松市西区入野町 8 9 4 3

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) クックマート佐鳴湖南店 浜松市西区入野町 8 8 7 8 - 2 ほか

(変更後)

クックマート佐鳴湖南店 浜松市西区入野町 8 9 4 3

3 変更年月日

平成 28 年 5 月 17 日

4 変更する理由

正式名称、所在地決定のため